

### 1.14.3 ベースラインの調整

ベースラインはESCO事業実施前のエネルギー消費量や水道使用量を示すもので、気象や稼働率により変化する。ESCO事業者が保証するのは省エネルギー及び節水技術の導入等による削減効果であることから、気象変動、稼働率の変動、エネルギー価格の変動、急激なインフレ・デフレ等は保証の範囲外となる。これら保証の範囲外となる変動要因を調整することをベースラインの調整という。この調整方法の詳細は、包括的エネルギー管理計画書の中で、計測方法及び、可能な範囲で数式で示す等明確に規定し、これが契約の一部となる。

ベースラインの調整同様、気象、稼働率、価格等が変化した場合は、計画段階で定める削減予定額、削減保証額も同様に調整する必要があることから、契約書の条文では「ベースライン等の修正を求めることができる。」としている。

実際のベースライン等の調整に関しては、包括的管理計画書に記載された手法で、ESCO事業者が提案し、自治体と協議の上行う。

(ベースラインの調整)

- 第15条 気象、履行場所の機器の稼働状況や履行場所の運転管理方法等に著しい変更が生じたとき、又は光熱水費の単価に変更が生じたときには、甲又は乙は合理的な根拠を示す資料を作成し、第13条の規定にかかわらず、相手方に対し、ベースライン等の修正を求めることができる。
- 2 甲乙は、相手方の承諾なしにベースライン等を変更することはできない。
  - 3 ベースライン等の修正方法の詳細については、第2条第6号に規定する包括的エネルギー管理計画書に示すとおりとする。

### 1.14.4 ESCOサービス料の算出等

ESCOサービス料の支払いに関する基本的な考え方は、以下に示すとおりである。

- (1) 保証が未達の部分はESCO事業者が負担する
- (1) 保証が実現した場合には定められた支払いを行う
- (2) 予定以上の削減が実現した部分は両者で分配する（シェアード・セイビングス契約の場合に限る）

以下に計算方法の一例を示す。

- ①実削減額 $\geq$ 削減保証額：年度別支払額
- ②実削減額 $<$ 削減保証額：年度別支払額 - (削減保証額 - 実削減額)
- ③年度別支払額 - (削減保証額 - 実削減額)  $<$  0：支払額は0となり、(削減保証額 - 実削減額 - 年度別支払額)をESCO事業者がペナルティーとして支払う。
- ④実削減額 $>$ 削減予定額：年度別支払額 + (実削減額 - 削減予定額)  $\times$  一定の比率（例えば0.5）

③のケースのペナルティーの支払い額については、削減保証額に満たない場合の損失をESCO事業者が予定している利益の範囲内で自治体とESCO事業者で負担するという考え方や、自治体の利益を想定し、これが減少する部分は、ESCO事業者の利益を持って充填する等の考え方もある。これらの条件を考慮する場合は、契約書でESCO事業者の利益、自治体の利益の定義を明確にした上でESCOサービス料への反映方法を記述する。

また、④で示す実削減額が削減予定額を上回る場合の利益（以下「予定以上の利益」という。）を、自治体とESCO事業者で分配することはギャランティード・セイビングス契約の場合には考慮する必要は無い。また、シェアード・セイビングス契約の場合であっても、自治体によっては煩雑な手続きを要し、現実的な対応とならない場合がある。この場合には以下に示す方法のいずれかを採用することが現実的である。

- (a) 予定以上の利益の配分を行わない（全ての利益を自治体が受け取る）。
- (b) 予定以上の利益を、次年度以降の評価として繰り延べすることを許容する。つまり、次年度以降にペナルティーが発生する場合には、繰り延べされた予定以上の利益をもって相殺することとする。

さらに、サービス開始以前の施工期間中であっても、一部工事が先行した部分は省エネルギーが実現していることから、これらを上記の予定以上の利益と同等とみなし、サービス開始後の評価に加えることも配慮すべきである。具体的には上記 (b) の場合同様、サービス開始以前の利益を、サービス開始後にペナルティーが発生した際に相殺することを認める方法が考えられる。

また、消費税率、固定資産税の変更や新税の導入については、自治体の負担とし、法人税等の収益目的税率の変更はESCO事業者が負担する。

この他、シェアード・セイビングス契約の場合、金利の変動は、基本的には資金提供者の負担と考えられるがPFI事業等では、長期の契約期間における金利変動が事業者に与えるリスクを考慮し、契約期間中に最低限一回の金利の見直しを許容していることから、本標準契約にもこれを反映させている。ただし、金利の大幅な変更を許容することは、自治体が予算要求を行う上で不確定要素が大きくなり、予算承認を得ることの大きな障害となることから、金利見直し幅に上限を設けることが必要である。

(ESCOサービス料の算出等)

＜ギャランティード・セイビングス契約の場合＞

第16条 この契約に係る代金として、甲が乙に支払う1年度分の金額（以下「ESCOサービス料」という。）は、ベースラインから甲が当該年度に要した履行場所における光熱水費を減じて得た額（以下「実削減額」という。）に応じ、次に掲げる金額とする。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 1) 実削減額が削減保証額以上のときは、第2条第3号イに規定する年度別支払（限度）額とする。
- 2) 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た不足金額を年度別支払（限度）額から減じて得た金額とする。ただし、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を支払（限度）額から減じて得た金額が負の場合は、金0円とする。
- 2) 乙は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払（限度）額から減じて得た金額が負の場合は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額から年度別支払（限度）額を減じて得た金額を甲に支払わなければならない。
- 3) 消費税率、固定資産税の変更及び、新税が導入されたときは第13条の規定にかかわらず乙は、ベースラインを調整することができる。
- 4) 法人税等の収益目的税に関する税制が変更したときは、乙は、ベースラインの調整にこれを反映することができない。

＜シェアード・セイビングス契約の場合＞

第16条 この契約に係る代金として、甲が乙に支払う1年度分の金額（以下「ESCOサービス料」という。）は、ベースラインから甲が当該年度に要した履行場所における光熱水費を減じて得た額（以下「実削減額」という。）に応じ、次に掲げる金額とする。ただし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 1) 実削減額が削減保証額以上のときは、第2条第3号イに規定する年度別支払（限度）額とする。
- 2) 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た不足金額を年度別支払（限度）額から減じて得た金額とする。ただし、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払（限度）額から減じて得た金額が負の場合は、金0円とする。
- 3) 実削減額が削減予定額を上回ったときは、最終的な総支払額が支払額の○倍を超えない範囲で、実削減額から削減予定額を減じた金額の50パーセントを年度別支払（限度）額に加えた額とする。
- 2) 乙は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額を年度別支払（限度）額から減じて得た金額が負の場合は、削減保証額から実削減額を減じて得た金額から年度別支払（限度）額を減じて得た金額を甲に支払わなければならない。
- 3) 消費税率、固定資産税の変更及び、新税が導入されたときは第13条の規定にかかわらず乙は、ベースラインを調整することができる。
- 4) 法人税等の収益目的税に関する税制が変更したときは、乙は、ベースラインの調整にこれを反映することができない。
- 5) 契約締結から○年経過した時点で、甲は乙に、乙は甲に、この時点の金利で削減予定額、削減保証額、年度別支払（限度）額の見直しを求めることができる。この場合、甲乙協議の上、新たに削減予定額、削減保証額、年度別支払（限度）額を定めるものとする。ただし、見直しを行う際の金利の上限を年利○%とする。

(注) 第1項第3号の規定は、所謂ボーナスの支払いに関する規定であり、ここではその配分費を仮に50%としているが、配分費については各自治体で妥当な比率を検討する必要がある。また、ボーナス支払いの規定を盛り込むことが難しい場合にはこの規定を削除する。

### 1.15 検査

検査は竣工時と維持管理時に行われ、維持管理時の検査は計測・検証の報告をもとに行われる。ESCO事業者は計測・検証の報告書を毎年一回提出し、自治体担当者の検査を受ける。この検査で、当該年度の保証の達成度が確認され、当該年度の支払額が決定する。概算請求による支払いが行われた場合には、この時点で年度全体の精算が行われる。

(検査)

<ギャランティード・セイビングス契約の場合>

第17条 乙は、乙の費用負担でESCO設備の完成検査を行わなければならない。

- 2 乙は、ESCO設備が包括的エネルギー管理計画書に記載された内容を満たしていることを検査し、完成届けを甲に提出する。
- 3 乙は、第12条第3項の規定による通知に基づき、ESCOサービスの開始日以降、6か月ごとに完了届を甲に提出するとともに、毎年度ごとにESCOサービス事業報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

<シェアード・セイビングス契約の場合>

第17条 乙は、第12条第3項の規定による通知に基づき、ESCOサービスの開始日以降、6か月ごとに完了届を甲に提出するとともに、毎年度ごとにESCOサービス事業報告書を甲に提出し、その検査を受けなければならない。

### 1.16 契約代金の請求及び支払

ESCO事業者へのサービス料の支払いは、削減実績に応じて行われる。本標準契約書では代金の支払いを四半期毎に行うことができるようになっているが、場合によっては毎月行う、あるいは年一回行うことも考えられる。年度の合計支払額は年一回ESCO事業者から提出される計測・検証報告書の検査結果で確定するが、概算払いが行われた場合はこの時点で精算する。ただし、ギャランティード・セイビングス契約の場合の分割払いは考慮する必要が無い。

(契約代金の請求及び支払)

第18条 乙は、ESCOサービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から1年経過ごとに、当該期間における前条の検査にすべて合格したときは、第16条第1項の規定により、当該年度のESCOサービス料を算定の上、速やかに当該金額を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求があったときには、乙から提出された請求書を受理した日から30日以内（以下「支払期間」という。）にESCOサービス料を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、支払期間内にESCOサービス料を支払うことができないときは、支払期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未支払金額につき、年8.25パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により受理した請求書の内容の全部又は一部に瑕疵を発見したときは、その内容を明示して、当該請求書を乙に返付することができる。この場合、当該返付した日から、乙からの是正した請求書を受理した日までの期間は、支払期間に算入しないものとする。なお、請求書の内容の瑕疵が乙の故意又は重大な過失によるときは、当該請求書の提出は無効とする。

<以下はシェアード・セイビングス契約の場合のみ>

- 5 乙は、第1項の規定にかかわらず、ESCOサービス開始日の属する年度以降、毎年度、各年度の開始日から3か月を経過した後は3か月が経過する毎に、支払い基準額の1/4の範囲内の金額を、当該年度に係るESCOサービス料の一部として、甲に請求（以下「概算請求」という。）することができるものとする。
- 6 乙が前項の規定による請求を行ったときは、第1項の規定による請求の際、これを精算するものとし、同項に規定する請求金額は、同項の規定にかかわらず、ESCOサービス料から概算請求の額を控除した金額とする。ただし、乙は、当該控除後の金額が負の値になったときは、同項の規定による請求を行わないこととし、甲の請求に基づき概算請求の額からESCOサービス料を控除した金額を甲が別に指定する日までに甲に返納しなければならない。

### 1.17 損害賠償

損害賠償は契約者双方が自己に責めに帰す理由により発生した他者あるいは第三者への損害を賠償するもので、双方同等の義務を負う。

ただし、例えばESCO設備の不調により予定していた催し物の開催ができなくなった場合等に甲又は第三者が被る二次的損害は、自治体の責務と考えられるが、この条件については自治体とESCO事業者が協議の上、想定する損害と責任分担を決めることが望ましい。

(損害賠償)

第19条 乙は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

2 甲は、自己の責めに帰する自由により、ESCOに損害を与えたとき、及びその結果第三者に損害を与えたときは、乙又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない理由により生じた損害についてはこの限りではない。

3 本条第1項及び2項に規定する損害のうち、甲乙双方に過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(注) ESCO設備の不調により、予定していた催し物の開催ができなくなった等の二次的損害については、基本的にESCO事業者が責を負うものではないが、条文に反映させる場合は、想定する損害を特定し、記述する。

### 1.18 ギャランティード・セイビングス契約におけるESCO設備の引渡しと瑕疵担保

ギャランティード・セイビングス契約の場合、設備竣工後に引渡しを行い、契約期間中、ESCO事業者は省エネルギー保証、計測・検証のサービスを行う。また、設備の管理を引き続き請け負う場合には、包括的エネルギー管理計画書で具体的な内容を定め、これに従う。設備引渡し後に瑕疵がある場合は、ESCO事業者は、期間を定めて瑕疵の補修を行うとともに、自治体は必要な損害賠償を請求することができる。

<ギャランティード・セイビングス契約に限る>

(引渡し及び瑕疵担保)

第20条 甲は第17条第2項の規定による完成届けに基づき、ESCO設備が包括的エネルギー管理計画書に記載された内容を満たしていることを確認した後、本件引渡し予定日において乙からESCO設備の引渡しを受ける。

2 乙は、ESCO設備の引渡しの遅延が見込まれる場合には、引渡し予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応方法を甲に通知しなければならない。

3 ESCO設備に瑕疵があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつその補修に過分の費用を要するときは、甲は補修を請求することができない。

4 前項による瑕疵の補修又は損害賠償の請求は第1項に基づきESCO設備の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

5 甲は、ESCO設備の引渡しを受ける際に、ESCO設備に瑕疵があることを知ったときは、第3項の規定にかかわらず、直ちに、乙に書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の補修又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵を知っていたときは、この限りではない。

### 1.19 甲の契約解除権

甲の契約解除権はESCO事業者が計画通りの事業を実施しない場合と、近隣住民からの苦情、行政手続きの不備などやむを得ない事情により事業の全部又は一部の継続が困難になった場合を想定している。この場合、自治体はESCO事業者に対し、違約金を請求し、さらに第22条に規定する条件で契約の全部又は一部を解除することができる。



(甲の契約解除権)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 乙が正当な理由なしに、この契約の履行に着手しないとき。
  - 2) 乙の責めに帰する理由により、第7条第1項に規定する期間内に改修工事等を完了する見込みがないとき、又は第2条第4号に規定する契約期間内に乙のESCOサービスが開始される見込みがないことが明らかとなったとき。
  - 3) 乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。
  - 4) 乙の責めに帰する理由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難と判断されるとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、第2条第3号アに規定する契約金額の総支払(限度)額(乙が既に履行した部分に相当する金額を除く。)の100分の5に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし前項第4号の理由によりこの契約が解除されたときはこの限りではない。

## 1.20 乙の契約解除権

乙の契約解除権は、当該施設の運営が大幅に変更されるとき、又は自治体の責めに帰する理由で事業の継続が困難になった場合を想定している。この場合、第ESCO事業者は、24条に規定する条件で契約の全部又は一部を解除することができる。また、天災等の不可抗力により契約を解除する場合は、第28条に従う。

(乙の契約解除権)

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 1) 甲の都合により第2条第2号に規定する施設の運営停止あるいは大幅な改造等が行われ、これによってESCOサービスの提供が著しく損なわれかつ、乙に著しい損害が発生するとき。
- 2) 甲の責めに帰する理由により、ESCOサービスの提供が不可能となったとき。
- 3) 甲がこの契約に違反し、その違反によりESCOサービスの提供が不可能となったとき。

## 1.21 甲による契約解除後の処理

ギャランティード・セイビングス契約の場合は、適当な第三者に事業を引き継ぐことが望ましいがこれができない場合は、ESCO事業者が違約金を支払う(第21条第2項)。ただし、第21条第1項4号に規定する理由で自治体が契約を解除する場合には、自治体がESCO事業者に対し、違約金を支払う。シェアード・セイビングス契約の場合で、第21条第1項の規定で自治体が契約を解除する場合は、自治体あるいは適当な第三者が事業を引き継ぐことができる。これが不可能な場合にはESCO事業者の負担で現状復帰を行う。

ただし、第21条第1項4号に規定する理由で自治体が契約を解除する場合には、ESCO設備をこの時点の価格で買い取り、さらにその時点で未回収となるESCO事業者の当該事業への投資分を自治体が負担する。

(甲による契約解除後の処理)

<ギャランティード・セイビングス契約の場合>

第23条 第21条第1項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、甲の承諾を得た上で、ESCOサービスの履行が十分可能な新たな事業者に業務を引き継ぐ。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第1項第4号の規定により契約を解除するときは、甲は、別に定める違約金を乙に支払う。

<シェアード・セイビングス契約の場合>

第22条 第21条第1項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、甲の選択により以下のいずれかの措置を講じなければならない。

- 1) 乙は、設備等の所有権を甲乙両者の合意にもとづく金額で甲に譲渡し、以降の設備等の運転管理を甲に付託する。
  - 2) 甲の承諾を得た上で、ESCOサービスの履行が十分可能な新たな事業者に業務を引き継ぐ。
  - 3) 乙の負担により設備等を撤去し、履行場所を改修工事等前の原状に回復する。ただし、甲が乙に代わってこれを行ったときは、これに要した経費を乙が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第20条第1項第4号の規定により契約を解除するときは、甲は、ESCO設備をこの時点の価格で乙から買い取ることを含め、事業を中止する部分に対し、甲は、乙が投資した経費を負担する。

## 1.22 乙による契約解除後の処理

自治体の責めに帰する理由で事業の継続が不可能となった場合は、ギャランティード・セイビングス契約の場合は自治体が違約金を支払い、シェアード・セイビングス契約の場合は、ESCO設備を簿価×係数で買い取り、さらにその時点で未回収となるESCO事業者の当該事業への投資分を自治体が負担する。この際の係数は、自治体に対するペナルティーの意味を持つものであり、計画時点でESCO事業者が各事業年度の損失額を提示し、自治体と協議の上決定する。

また、天災などの不可抗力で事業の継続が不可能となった場合は、ESCO設備をこの時点の価格の99%で自治体で買い取る。

(乙による契約解除後の処理)

<ギャランティード・セイビングス契約の場合>

第24条 第22条第1号又は2号あるいは3号の規定により、この契約が解除された場合、甲は、別に定める違約金を乙に支払う。

<シェアード・セイビングス契約の場合>

第23条 第22条第1号又は2号あるいは3号の規定により、この契約が解除された場合、甲は、ESCO設備を契約が解除される時点の簿価に別に定める係数を乗じた価格で乙から買い取るものとする。

2 乙は、甲が前項の措置を行った後、乙にさらに損害が残るときは、甲に対し、その賠償を求めることができる。

## 1.23 契約の変更

契約の変更は、当該施設の運営の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約条件の変更を行うことで事業の継続が可能な場合の措置である。契約変更に至る責務を負うべき主体が、他者への損害を負担する。また、責務を負うべき主体が双方にある場合、あるいは第三者及び天災などの場合は、契約の変更内容を、双方協議して定める。

(契約の変更)

第25条 この契約締結後、当該施設の運営の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履行が著しく不相当となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。

- 1) 甲の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、乙は、乙の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
- 2) 前号の場合であって、乙に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに乙に発生する損害を甲が負担する。
- 3) 乙の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、甲は、甲の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
- 4) 前号の場合であって、甲に明らかな損害が発生する場合は、契約内容を変更し、さらに甲に発生する損害を乙が負担する。
- 5) 甲、乙両者の責めに帰する理由、あるいは第三者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- 6) 天災等、乙の責めによらない理由により、契約条件が著しく不相当となったと認められるときは、甲乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

## 1.24 契約の終了

契約期間の終了した時点で契約を終了することを明記する。この他、甲の契約解除権が及ばない場合であって契約終了を強いられるケース（ESCO事業者が倒産した場合等を想定している）にも甲は契約を終了することができる。

(契約の終了)

第26条 本契約は、契約締結日からその効力を生じ、第2条第4号に規定する契約期間が終了した日に終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第21条に定めるほか、乙の破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、又は特別清算開始の申し立てがあったとき、その他銀行取引停止処分を受けたとき、この契約を終了させることができる。

## 1.25 契約終了後の処理

事業が終了した場合、甲乙両者の契約解除権が及ばない場合の契約終了に関する規定である。ESCO事業者が倒産した場合は、倒産処理法の規定に従って処理を行う。この際の事業の継続についての規定は行っていないが、その後の処理は自治体に任せられることになる。ただし、ギャランティード・セイビングス契約の場合にはこの条文は必要無い。

＜シェアード・セイビングス契約の場合のみ＞

(契約終了後の処理)

第27条 第2条第4号に規定する契約期間が終了したときは、甲と乙は設備の所有権について協議を行う。

2 前条2項の規定により終了したときは、各倒産処理法の規定に従うこととする。

## 1.26 天災等不可抗力

天災等の不可抗力による場合は事業を一時停止し、事業の継続を図ることを第一義とし、事業を継続するために契約内容を変更する必要がある場合は、第25条第6号に示した処理を行う。また、シェアード・セイビングス契約の場合であって、事業の継続が不可能な場合は、ESCO設備をこの時点の価格の99%で自治体が買い取る。

(天災等不可抗力)

＜ギャランティード・セイビングス契約の場合＞

第28条 天災等の甲又は乙のいずれの責めに帰することのない理由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによることとする。

- 1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。
- 2) 甲又は乙が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに甲は乙に乙は甲に通告を行った上で、契約を終了する。

＜シェアード・セイビングス契約の場合＞

第28条 天災等の甲又は乙のいずれの責めに帰することのない理由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議の上、次のいずれかによることとする。

- 1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった甲又は乙の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。
- 2) 甲又は乙が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに甲は乙に乙は甲に通告を行った上で、契約を終了する。この場合甲は、ESCO設備を契約を終了する時点の価格の99パーセントの金額で乙から買い取るものとする。

## 1.27 法令の遵守

事業を円滑に運営する為に、ESCO事業者が特に遵守すべき法律を明記する。以下の条文に掲げる法律以外でも、施設により遵守すべき法律については追加して記載する。

(法令の遵守)

第29条 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和38年法律第97号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上、乙が負うべきすべての責任を負う。

## 1.28 紛争の解決

(紛争の解決)

第30条 この契約に関連する紛争が甲乙間に生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人複数名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費用については、甲乙協議して特別に定める場合を除き、調停人選任に係るものは、甲乙折半とし、その他の費用は、甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定によるあっせん又は調停により解決できない場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による訴えの提起又は調停の申し立ては、○地方裁判所又は○簡易裁判所を管轄裁判所とする。

## 1.29 疑義等の解決

(疑義等の決定)

第31条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは信義誠実の原則に従い、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

## 1.30 契約日、契約者

契約日、契約者を明記するが、契約者については複数の事業者が受託する場合には「乙」の欄に複数の事業者が署名、押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 自治体名  
代表者名

乙 住 所  
法人名  
代表者名

## 1.31 用語集

- (1) 「ESCOサービス」とは、乙が甲に提供する改修工事の設計・施工、運転・維持管理、計測・検証、運転管理指針に基づく助言及び省エネルギーと光熱水費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービスをいう。
- (2) 「改修工事」とは、ESCOサービスに必要とする甲の施設等の改修工事をいう。
- (3) 「包括的エネルギー管理計画書」とは、ESCOサービスに必要とする甲の施設の改修工事の仕様及び設計図書、施工図、施工スケジュール、許認可、省エネルギー効果、建設費、維持管理費、光熱水費の予定削減額、光熱水費の保証削減額、ESCOサービス料の支払額の計算方法、ベースライン及びその計算方法、ベースラインの調整方法、計測・検証方法、運転管理指針等、ESCOサービスに関する全ての計画を示す、書類をいう。
- (4) 「ESCO設備」とは、ESCOサービスに必要とする乙が設置する設備及びシステム開発をいう。
- (5) 「運転管理指針」とは、ESCO設備の運転管理方法及び、当該施設のエネルギー消費並びに用水費の変動に関連するESCO設備以外の当該施設に設置されている設備の運転管理方法を示したものの。
- (6) 「ベースライン」とは、ESCOサービスによる削減対象とする1年間の光熱水費の基準額をいう。
- (7) 「光熱水費予定額」とは、設計時に予定する光熱水費の削減額で、(エネルギー消費の削減量×エネルギー価格+用水削減量×用水価格+エネルギーの契約金額の削減額+管理費の削減額)で計算されるもの。
- (8) 「削減保証額」とは、上記光熱水費削減予定額のうち乙が削減を保証する額をいう。
- (9) 「ESCOサービス料」とは、甲が乙に支払う1年度分の金額をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、有毒ガスの発生、その他自然災害若しくは騒乱、暴動、戦争その他人為的な現象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。